

2020年10月9日

日本学術会議第25期新規会員の任命拒否問題について

北海道大学大学院教育学研究院長・宮崎隆志

日本学術会議は2020年8月31日付で会員候補者を内閣総理大臣に宛てて推薦したが、9月28日にそのうち6名の候補者が任命されなかったことが明らかになった。本件がもたらす事態の深刻さに鑑み、以下に教育学研究院長としての私の個人的見解を表明する。

1. 本件は学問の自由を侵害するおそれがある

日本国憲法第23条（学問の自由は、これを保障する）は、学術研究が研究に携わる者の自由な発想に基づく知的創造活動であることに基づいている。その活動は、学術研究に携わる諸個人の多様な知的探求心に基づくと同時に、人類にとっての普遍的な価値の創出を志向して、高い倫理観に基づき自主的・自律的に展開されるべきものである。

然るに、今回の内閣総理大臣による任命拒否は、その理由が明らかにされておらず、仮に6名の候補者の研究内容に関わるものであるとすれば、研究者の自主的・自律的判断とは異なる特別な尺度が学術研究の評価として用いられたことを意味する。かかる尺度を秘密裏に設け、実効性をもたせることは学術研究を特定の価値の枠内に封じるものと言わざるを得ない。

また仮に、研究内容ではなく候補者の市民としての活動が理由であれば、今回の任命拒否は当該個人の市民的自由を結果的・間接的に制約するものであると同時に、そのような行政権の制裁的運用により学術研究の自由と公共的価値の実現を妨害したことになる。

いずれの理由であっても、この行為は知的創造活動の劣化を招き、学術研究に対する人類の期待に反するものである。

2. 本件は学習と教育の自由の制約につながるおそれがある

学問の自由は、大学に在籍する研究者のみに関わるものではない。真理探究という精神活動の自由は全ての人々が所持しており、多様な知的探求心に基づき、研究活動を行うこと、すなわち学問することは、すべての人々の権利として保障されねばならない。

私たちはいま、地球環境問題をはじめとして日常生活に関わるあらゆる事柄を、その前提から問い直さざるを得ない歴史的局面に立っている。アセスメントを専門家に委ねるのみならず、問題に直面している当事者が日常の前提を疑い、種々の研究活動を組織し、問題解決の方向性を探求し、提示することの重要性がかつてなく増している。

学術研究を特定の価値の枠内に封じることは、人々の多様で自主的な探求活動に対しても制約を課すことにならざるを得ない。論争的な問題を探求する学習活動やそれを支援し組織する教育活動に対しても、「政治的中立」の名による行政的介入、公共施設の使用拒否や行政担当者への制裁などにより制約が課されれば、学習・教育の自由は形骸化し、人々が自分たちの生き方を自主的・自律的に決する権利を侵害することになる。

以上